なお、受入経過利子に相当する金額は、次の算式により算出し、その算出結果に円未満の端数が生じた場合には切捨てとし、一円に満たない場合には一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.14}{100} \times \frac{\text{初期利子支払期の6ヵ月前の日からの発行日までの日数}}{365}$$

㈡　平成二十四年二月十五日以後の場合

$$\text{額面金額＋経過利子に相当する金額} - \text{利子に相当する金額} \times \frac{80}{100} \times 2$$

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区とする。）の区域において、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、平成二十三年八月十五日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

㈠　平成二十三年二月十五日から平成二十三年八月十五日前までの間の場合

$$\text{額面金額＋経過利子に相当する金額} - \text{利子に相当する金額} \times \frac{80}{100} + \text{経過利子に相当する金額} - \text{受入経過利子に相当する金額}$$

㈡　平成二十三年二月十五日前の場合

$$\text{額面金額＋経過利子に相当する金額} - (\text{経過利子に相当する金額} - \text{受入経過利子に相当する金額})$$

十八　中途換金の特例

十九　元利金支払場所

日本銀行

○農林水産省告示第千三百七十七号

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第五十九条第一項ただし書の規定に基づき、平成二十年五月二十二日農林水産省告示第七百九十七号（指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十九条第一項ただし書の規定に基づく漁獲物等の転載の許可について農林水産大臣が告示する海域を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十二年八月二十七日から施行する。

平成二十二年八月二十六日

農林水産大臣　山田　正彦

第三号中「南緯四十度」を「南緯五十度」に、「北緯四十度」を「北緯五十度」に改める。

○農林水産省告示第千三百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月二十六日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　岐阜県高山市滝町二二二三の一、二二二三の二、二二二三の五、二二二五の三、二二二六の一から二二二六の三まで、二二二七の一から二二二七の九まで、二二三一八、二二二九の一から二二三〇の三まで、二二三〇の一から二二三〇の三まで、二二三一、二二三二、二二四二の一、二二四二の二、二二四三の一、二二四三の二、二四五八、丹生川町板殿字ノボリ尾六一九の一、六二二、六二三の一、飛騨市古川町数河字田形三八九二の一一五、恵那市長島町正家字鍋山二の六九、二の七〇、上矢作町字奥達原一一七一の四〇八、字高井戸一三〇一の一、一三〇四、一三〇六の六五、一三〇六の六六、一三一七の二の三、三郷町野井字法仙寺一七七、一八三、一八七の一四、明智町東方字前田八三二の一、八三五の一、字大丸山一四二三の一、字黍平一四三二の五、郡上市大和町剣字宮ケ洞二〇九二の四六から二〇九二の四九まで、白鳥町向小駄良字熊ケ岳一一九二の二、一一九二の八から一一九二の二五まで、一一九二の四〇から一一九二の四四まで、一二一六、一二一七、一二一八の三、字藤路洞一二二二、一二三二の一、八幡町旭字犬啼九八六の一八、九八六の二九、八幡町那比字横谷六五八七の一三、下呂市萩原町跡津字河戸洞一四七一、一四七二、一四八二、一四八四、一四八五、久野川字若栃一七九〇、馬瀬黒石字浅ケ洞一三四の一、一三四の二、一四一、一四二、一四四、一四五、一四六の一、一四六の二、一四七、一四六の三・一四六の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、馬瀬惣島字屋せ尾五九五の一五、字屋すべ六一一、乗政字熊倉三七五一の一〇・字長尾三七六一の一三一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三七五八、三七六一の一四、三七六一の一三四、字栃林三七七三、東上田字サデ八三六の二六（次の図に示す部分に限る。）、八三六の七、八三六の三〇、金山町菅田桐洞字島三一四一の一、三一四三の三、三一四三の六、三一四四の一一、三一四四の一二、金山町戸部字上荒島三九一四、三九一五の一、三九一六、三九一七、三九一八の一、三九一九の一、字下荒島四〇六四（次の図に示す部分に限る。）、四〇六三、四〇六六、馬瀬名丸字横平一六六九の三八、字念仏平一六八一の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月二十六日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　岐阜県高山市清見町池本字堀ノ上垣内一一六三、一一六七、一一六八、一一八〇の一、一一八〇の二、一二〇三、一二三三から一二三九まで、一二四二、一二五四から一二五七まで、一二六四、字くざら一二六七から一二七〇まで、字三駄谷一三五一、一三五二、一三五五、一三五八の六から一三五八の二六まで、一三五九、一三六〇、一三六三、一三六四、一三六五の二七、一三六五の二八、一三六五の三〇、一三六五の三一、一三六五の五七から一三六五の九八まで、一三六六、一三六七、一三六八の一、一三六八の二、一三六九の一、一三六九の二、一三七〇から一三七二まで、字小兀一三七六、字隠田一三七七、一三七八、字中島一三七九、一三八〇、字一ノ谷一三八一、丹生川町森部字大屋敷ケ平一五八九の二二、関市洞戸高賀字宮下一二二一の一、下呂市萩原町山之口字カジヤニ〇九七、字鈴ケ洞三〇五三の七、字高平三〇六五の一二、三〇六五の一四、字小足谷三〇七三の二、三〇七三の四、字大月出三〇七四の三、字ノジヤラ谷三九九七、三九九八の三、本巣市根尾高尾字谷野六八、六九、七〇の四、七一の二

二　指定の目的　水源のかん養